

敦賀市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領 Q & A

Q1. 随意契約の工事にも適用するのか？

A1. 随意契約の工事も対象となります。敦賀市の発注工事で、「土木工事積算基準書」を適用して工事費を積算し、主たる工種が屋外作業である工事を対象とします。ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除くことになります。

Q2. 既に契約済の工事については、受注者に対し補正計上について、どの様に周知するのか？

A2. 令和7年4月1日以降に契約した工事については、発注者から受注者に対し、当制度の説明をお願いします。説明・協議した内容については、工事打合せ簿に記録してください。受注者から補正希望の申し入れがあった場合には、適用工事として下さい。ただし、令和7年8月1日以前に完成した工事は対象外となります。

Q3. 受注者からの申出により補正することになるが、申出の期限は？

A3. 変更契約において補正計上することになるため、受発注者で事前に協議し、申出の期限を決定することになります。施工計画書の提出時が基本になると考えます。

Q4. 施工場所の最寄りの観測地点とは何処になるのか？

A4. 日最高気温および暑さ指数とも観測地点は敦賀市を参考として下さい。これによりがたい場合は、受発注者で協議して決定して下さい。

Q5. 日最高気温および暑さ指数は、どの様に算出するのか？

A5. 日最高気温は気象庁、暑さ指数は環境省のホームページから算出します。詳しくは、真夏日率算出マニュアルを参照してください。

Q6. 熱中症対策として具体的にどういった対策を実施すると良いのか？

A6. 熱中症対策に資する現場管理の実績確認書（様式2）に記載の事例を参考にして下さい。
受注者は、実施後に様式2により発注者への実績報告が必要となります。

Q7. 補正の適否を判断する基準はあるのか？

A7. 熱中症対策の実施内容や程度の大小、頻度など、補正の適否を判断する基準はありません。熱中症対策は、通常の現場管理費に含まれていないと見なします。

Q8. 実績確認書（様式2）には、対策実績の写真を添付することになっているが、熱中症の対策を実施した日の全ての写真を添付する必要があるか？

A8. 実績確認書（様式2）には、代表写真のみ添付することとし、その他については、日報又はKY活動等に実施内容を記載していただければ問題ありません。

Q9. 工期の内、準備期間や後片付けにかかる期間の割合が大きく、実作業の期間が短い工事についても、真夏日率の算定は、工期に対する工期中の真夏日の割合で良いのか？

A9. 【真夏日率＝工期中の真夏日÷工期】としており、実作業の期間が短い工事であっても工期に占める真夏日の割合で判断します。

Q10. 受注者から補正希望の申し入れがあったが、結果的に熱中症対策が未実施となった場合、ペナルティがあるのか？

A10. ペナルティはありません。補正計上を受けられなくなるのみです。

Q11. 真夏日の内、1日でも熱中症対策が未実施となった場合には、補正を受けられなくなるのか？真夏日は欠かさず対策の実施が求められるのか？

A11. 適用日（令和7年8月1日）以前に契約した工事は、適用日以降の熱中症対策の実施を求めます。真夏日には可能な限り対策の実施を求めることになりますが、受注者の責に帰さない理由などにより未実施となった場合には、未実施を理由に補正を受けられなくなることはありません。

Q12. これまで工事における創意工夫として熱中症対策を提案してきたが、現場管理費の補正を設計に計上された場合であっても創意工夫として取り扱って良いか？

A12. 熱中症対策は補正計上できることとしたため、標準的な取り組みと見なされます。

Q13. 森林整備保全事業の気温補正に使用する気象庁の地上気象観測所の標高はどの様に算出するのか？

A13. 敦賀特別地域気象観測所の標高2mを使用してください。

Q14. 要領第2条に、工期は「工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう」とあるが、真夏日率の計算の工期を実際に屋外作業があった実稼働日としたいが良いか？

A14. 工期は実稼働日とはせず、要領第2条に記載のとおり、工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計としてください。